

◎令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、基礎控除の見直し等の改正が行われていますのでご注意ください。

詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。

(国税庁HP)



・基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

・給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

・扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件※
・扶養親族	
・同一生計配偶者	58万円以下
・ひとり親の生計を一にする子	
勤労学生	85万円以下

※合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

・特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除として、特定親族特別控除が創設されました。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。

控除額は、その特定親族の合計所得金額に応じ、下記の図のとおりとなります。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額) ※	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

※特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

・（源泉・特別）控除対象扶養親族等の給与支払報告書への記入の仕方

控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次表の分類に応じて次のように記載してください。

控除対象扶養親族等の分類	記載方法
居住者	00
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）	04

※1 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。

※2 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方をいいます。

※3 0歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

・特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて区分の欄に次のように記載してください。

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

控除対象扶養親族	1	(フリガナ)	サザ イチロウ	区分	01
	氏名	佐々 一郎			
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
	2	(フリガナ)	サザ ジロウ	区分	10
	氏名	佐々 二郎			
	個人番号	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			
	3	(フリガナ)	サザ リョウコ	区分	21
	氏名	佐々 良子			
	個人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			
	4	(フリガナ)	サザ サブロウ	区分	00
	氏名	佐々 三郎			
	個人番号	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			



給与支払報告書の控除対象扶養親族の区分の欄に該当の区分番号の記載をお願いします。

16歳未満の扶養親族